

国有地を活用した区立東山保育園の民営化及び 現園跡地を活用した新園の整備について

1 経緯

区では平成25年度に策定した「区立保育園の民営化に関する計画」(以下「民営化計画」という。)に基づき、中目黒、上目黒、東山及び鷹番の4園の民営化を進めているところであり、中目黒保育園については本年4月に民営化し、上目黒保育園については平成31年4月の民営化へ向けて事業者選定を行っている。

東山保育園(東山2-10-17)については、民営化に当たり、公園用地の一部を活用して仮設園舎を建設し、当該用地に民間事業者が新園舎を建設し、開園をする予定で準備を進めてきたところである。

2 国有地を活用した東山保育園の整備

国の「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」方針が示され、その方針に基づき、財務省関東財務局から目黒東山住宅駐車場(詳細は別紙のとおり)を認可保育所として活用することの可能性について提案があった。

これを受け、東山保育園民営化の個別計画について現計画と比較検討した結果、移転が1回で済む点、公園利用に影響を与えない点などの利点が認められることから、目黒東山住宅駐車場の敷地を公募による選定事業者が借り受け、新園舎を整備した上で平成32年度に東山保育園を移転する。

3 東山保育園移転後の跡地活用について

東山保育園移転後の跡地については、全庁的な活用意向調査等を経てその用途を決定すべきところであるが、国の待機児童の定義の見直し等により617人となった待機児童解消のための計画の上積みの一つとして、区有地を活用した新園整備のための公募を行い、保育定員の拡大を図る。

4 保護者への説明

民営化計画においては、民営化3年前から対象園の個別計画の提示と保護者説明を開始することとしており、今後、保護者説明会を開催し、民営化の計画を提示していく。

5 今後の予定

平成29年7月上旬	第1回保護者説明会
30年8月	事業者の決定・発表
8月以降	施設整備 認可手続
32年4月	民営化園開設
4月以降	現園解体及び跡地新園整備
33年4月	跡地新園開設
	以上

(参考) 移転予定地・東山保育園位置図



移転予定地 面積 600㎡ (当初)
 ※国から示された図面の範囲内で、面積を追加することが可能とのことから、現在国と協議を行っており、概算で900㎡程度となる見込み。今後測量により確定の予定
 現園舎から徒歩4分程度 (約350メートル)

東山保育園 敷地面積834.20㎡、定員131人

想定される事業スケジュール

	国	区	事業者
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場利用者・居住者等への説明 ・不動産鑑定評価等 ・貸付条件等の決定 ・駐車場移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会開始 ・土地敷地測量等 ・募集要項決定 ・事業者公募 ・事業者決定 ・引継ぎ保育 ・認可手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募応募 ・園舎設計等 ・認可計画承認申請 ・建築確認申請 ・契約等 (国と直接) ・施設整備開始 ・引き継ぎ保育 ・認可
31年度			
32年度			
		4月	民営化園開設

※跡地活用の新園開設は平成33年4月を計画

保育施設整備に係る更なる国有地の活用策について

保育施設整備に係る国有地の活用については、平成25年に策定された「待機児童解消加速化プラン」に基づき、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地制度を用いた貸付を積極的に行っているところです。

今般、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことから、従来の対応に加え、以下の即効性のある方策により、保育の受け皿確保に貢献します。

更なる国有地活用策のポイント ～即効性のある方策～

1. 国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用

国家戦略特区法の指定区域内に所在する、都市公園として無償貸付中の国有地において保育所を整備する場合、国有財産法に基づく公園としての無償貸付を継続しつつ、保育所設置を速やかに承認します。

2. 小規模な未利用国有地にかかる情報提供

小規模な保育施設整備を念頭に、比較的小規模な未利用国有地(1,000㎡未満)についても財産を洗い出し、当該財産の所在する地方公共団体に対し情報提供いたします。

3. 庁舎や宿舎の空きスペースの有効活用

保育の受け皿確保や国有財産の暫定的な有効活用の観点から、庁舎や国家公務員宿舎の空きスペースを国の事務・事業に支障のない範囲で保育事業のために活用します。

(※)その他、社会福祉分野全般において社会福祉法人等に対し、定期借地契約時の契約保証金(賃料1年分)納付を免除。

案内図

住宅名

目黒東山住宅

